

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 章 多数国間条約	第 2 章 多数国間条約
<p>2 - 12 外交関係に関するウイーン条約（昭和 39 年条約第 14 号） この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、この条約の加盟国の外交使節団の構成員（役務職員及び個人的使用人を除く。）並びにその家族の構成員で世帯に属するものの輸入する物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 同条約第 36 条 1 (a) に規定する外交使節団が公用のため輸入する物品については、定率法第 16 条第 1 項第 1 号の規定を適用して関税を免除する。</p> <p>(2) 同条約第 36 条 1 (b) に規定する外交官又はその家族の構成員でその世帯に属するものの個人的な使用的ための物品（外交官の居住のための物品を含む。）については、定率法第 16 条第 1 項第 2 号又は第 4 号の規定を適用して関税を免除する。</p> <p>(3) 同条約第 37 条 2 に規定する外交使節団の事務及び技術職員並びにその家族の構成員でその世帯に属するもの（本邦の国籍を有する者又は本邦に通常居住している者を除く。）最初の到着に当たって輸入する物品については、便宜、定率法第 16 条第 1 項第 4 号の規定を適用して関税を免除する。</p> <p>(4) 及び(5)（省略）</p> <p>(6) 上記(1)から(4)までにより関税及び物品税の免除を受けた自動車をその輸入の許可の日から 2 年以内にその用途以外の用途に供した場合においては定率法第 16 条第 2 項及び輸徴法第 13 条第 3 項の規定により、免除を受けた関税及び物品税を徴収する。</p> <p>(7) 指定地外検査の許可手数料は、同条約第 36 条 1 ただし書に該当するものとして取り扱う（徴収する）。</p> <p>(8) 外交官又はその家族の構成員でその世帯に属するものの携帯品に対する開被検査は、原則として行わないものとし、同条約第 36 条 2 ただし書の事由により開被検査をする場合には、慎重に行い、後日紛争の生じないよう留意する。</p>	<p>2 - 12 外交関係に関するウイーン条約（昭和 39 年条約第 14 号） この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、この条約の加盟国の外交使節団の構成員（役務職員及び個人的使用人を除く。）並びにその家族の構成員で世帯に属するものの輸入する物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 同条約第 36 条 1 (a) (<u>外交使節団の公用品についての特権及び免除</u>) に規定する外交使節団が公用のため輸入する物品については、定率法第 16 条第 1 項第 1 号の規定を適用して関税を免除する。</p> <p>(2) 同条約第 36 条 1 (b) (<u>外交官等の自用品についての特権及び免除</u>) に規定する外交官又はその家族の構成員でその世帯に属するものの個人的な使用的ための物品（外交官の居住のための物品を含む。）については、定率法第 16 条第 1 項第 2 号又は第 4 号の規定を適用して関税を免除する。</p> <p>(3) 同条約第 37 条 2 (<u>外交使節団の職員に属する物品についての特権及び免除</u>) に規定する外交使節団の事務及び技術職員並びにその家族の構成員でその世帯に属するもの（本邦の国籍を有する者又は本邦に通常居住している者を除く。）最初の到着に当たつて輸入する物品については、便宜、定率法第 16 条第 1 項第 4 号の規定を適用して関税を免除する。</p> <p>(4) 及び(5)（同左）</p> <p>(6) 上記(1)から(4)までにより関税及び物品税の免除を受けた自動車をその輸入の許可の日から 2 年以内にその用途以外の用途に供した場合においては定率法第 16 条第 2 項（<u>用途外使用に伴う関税の徴収</u>）及び輸徴法第 13 条第 3 項（<u>用途外使用に伴う内国消費税の徴収</u>）の規定により、免除を受けた関税及び物品税を徴収する。</p> <p>(7) 指定地外検査の許可手数料及び臨時開庁についての承認手数料は、同条約第 36 条 1 ただし書（<u>役務に対する課徴金</u>）に該当するものとして取り扱う（徴収する）。</p> <p>(8) 外交官又はその家族の構成員でその世帯に属するものの携帯品に対する開被検査は、原則として行わないものとし、同条約第 36 条 2 ただし書（<u>開被検査のできる場合</u>）の事由により開被検査をする場合には、慎重に行い、後日紛争の生じないよう留意する。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(9) 定率法第16条の規定の適用に <u>当たつては</u> 、関税法基本通達67-4-5、 76-4-3及び定率法基本通達16-1から16-4までの規定に留意する。	(9) 定率法第16条の規定の適用に <u>当たつては</u> 、関税法基本通達67-4-5(<u>外交官用貨物等の取扱い</u>)、76-4-3(<u>外交官等あての郵便物の取扱い</u>)及び定率法基本通達16-1(<u>外交官用貨物等の免税</u>)から16-4(<u>相互条件の認定等</u>)までの規定に留意する。
(10) (省略)	(10) (同左)